

## 最高人民法院による 信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する若干規定

(2013年7月1日最高人民法院審判委員会第1582回会議において可決、2017年1月16日最高人民法院審判委員会第1707回会議において可決した「『最高人民法院による信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する若干規定』の改正に関する最高人民法院による決定」に基づき修正)

被執行者が発効した法律文書に規定された義務を自ら履行するよう促し、社会信用システムの確立を促進するために、「中華人民共和國民事訴訟法」の規定に基づき、人民法院の実務を踏まえて、本規定を定める。

**第一条** 被執行者が発効した法律文書に規定された義務を履行せず、かつ次のいずれかの事由に該当する場合、人民法院はその者を信用喪失被執行者名簿に掲載し、法により信用懲戒を加えなければならない。

- (一) 履行能力を有するが発効した法律文書に規定された義務の履行を拒絶した場合
- (二) 証拠の偽造、暴力、威嚇などの方法で執行を妨害・拒絶した場合
- (三) 虚偽訴訟、虚偽仲裁又は財産の隠匿、移転などの方法で執行を回避した場合
- (四) 財産報告制度に違反した場合
- (五) 消費制限令に違反した場合
- (六) 正当な理由なく執行和解協議を履行しなかった場合

**第二条** 被執行者が本規定第一条第二号から第六号に定める事由に該当する場合、信用喪失被執行者名簿への掲載期間は2年とする。被執行者が暴力、威嚇の方法で執行を妨害、拒絶し、その情状が重大であり又は複数の信用喪失行為がある場合、1～3年延長することができる。

信用喪失被執行者が発効した法律文書に規定された義務を積極的に履行した場合又は信用喪失行為を主体的に是正した場合、人民法院は信用喪失情報の削除の前倒しを決定することができる。

**第三条** 次のいずれかの事由に該当する場合、人民法院は、本規定第一条第一号の規定に基づき被執行者を信用喪失被執行者名簿に掲載してはならない。

- (一) 十分かつ有効な担保が提供された場合
- (二) すでに封印、差押え、凍結などの措置を受けた財産が発効した法律文書に定める債務を完済するのに足りる場合
- (三) 被執行者の履行順序が後であり、その者に対して法により強制執行すべきでない場合
- (四) 履行能力を有するが発効した法律文書に規定された義務の履行を拒絶した場合に該当しないその他の事由

**第四条** 被執行者が未成年者である場合、人民法院は、その者を信用喪失被執行者名簿に掲載してはならない。

**第五条** 人民法院は、被執行者に発出する執行通知に、信用喪失被執行者名簿への掲載に関するリスク警告などの内容を明記しなければならない。

執行申立人は、被執行者が本規定第一条に定める事由のいずれかに該当すると認める場合、人民法院にその者の信用喪失被執行者名簿への掲載を申し立てることができる。人民法院は、申立を受け取った日から15日以内に審査を行い、決定しなければならない。人民法院は、被執行者が本規定第一条に定める事由のいずれかに該当すると認める場合、職権により、その者を信用喪失被執行者名簿に掲載する旨の決定を下すこともできる。

人民法院は、被執行者を信用喪失被執行者名簿に掲載する旨の決定を下した場合、決定書を作成するとともに、決定書に信用喪失被執行者名簿への掲載理由を明記しなければならない。決定書は、院長が署名・発行し、作成した日から発効する。決定書は、民事訴訟法に定める法律文書の送達方法に従い、当事者に送達しなければならない。

**第六条** 掲載・公表される信用喪失被執行者名簿情報には、次に掲げる内容を含まなければならない。

- (一) 被執行者である法人又はその他の組織の名称、統一社会信用コード（又は組織機構コード）、法定代表者又は責任者の氏名
- (二) 被執行者である自然人の氏名、性別、年齢、身分証明書番号
- (三) 発効した法律文書に規定された義務と被執行者の履行状況
- (四) 被執行者による信用喪失行為の詳細
- (五) 執行根拠の作成組織と文書番号、執行事案番号、立件時期、執行法院
- (六) 人民法院が掲載・公表すべきであると認める国家機密、営業秘密、個人のプライバシーに該当しないその他の事項

**第七条** 各級人民法院は、信用喪失被執行者の名簿情報を最高人民法院信用喪失被執行者名簿データベースに登録し、当該名簿データベースを通じて統一的に社会に公表しなければならない。

各級人民法院は、各地の実状に基づき、信用喪失被執行者名簿を新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、法院公告欄などのその他の方法で公表することができ、また記者会見又はその他の方法で本院及び管轄区内の法院による信用喪失被執行者名簿制度の実施状況を社会に公表することができる。

**第八条** 人民法院は、信用喪失被執行者の名簿情報を政府関係部門、金融監督管理機関、金融機関、行政機能を担う事業組織及び業界団体などに報告し、関連組織が法律、法規及び関係規定に従い、政府調達、入札募集・応札、行政審査許可、政府による扶助、融資・貸付、市場参入許可、資格認定などの面で、信用喪失被執行者に対して信用懲戒を加えることができるようにしなければならない。

人民法院は、信用喪失被執行者の名簿情報を信用調査機関に通告し、信用調査機関がその信用調査システムに記録しなければならない。

国家公務員、人民代表大会代表、政治協商会議委員などが信用喪失被執行者名簿に掲載された場合、人民法院は信用喪失状況をその所属組織と関係部門に報告しなければならない。

国家機関、事業組織、国有企業などが信用喪失被執行者名簿に掲載された場合、人民法院は信用喪失状況をその上級組織、主管部門又は出資者の職責を遂行する組織に報告しなければならない。

**第九条** 信用喪失被執行者名簿に掲載すべきでない国民、法人又はその他の組織が信用喪失被執行者名簿に掲載された場合、人民法院は 3 業務日以内に信用喪失情報を取り消さなければならない。

掲載・公表された信用喪失情報が正確でない場合、人民法院は 3 業務日以内に信用喪失情報を訂正しなければならない。

**第十条** 次のいずれかの事由に該当する場合、人民法院は 3 業務日以内に信用喪失情報を削除しなければならない。

(一) 被執行者が発効した法律文書に規定された義務をすでに履行した場合又は人民法院が執行をすでに完了した場合

(二) 当事者間で執行和解協議に合意し、かつ履行をすでに完了した場合

(三) 執行申立人が書面により信用喪失情報の削除を申し立て、人民法院が審査を経て同意した場合

(四) 対象となる執行手続きが終結した後に、オンライン執行検索管理システムを通じて被執行者の財産を 2 度以上検索したが、執行可能な財産が発見されず、かつ執行申立人又はその他の者から有効な財産に関する手掛かりが提供されなかった場合

(五) 審判監督又は破産手続きにより、人民法院が法により信用喪失被執行者に対する執行の中止の裁定を下した場合

(六) 人民法院が法により不執行の裁定を下した場合

(七) 人民法院が法により執行の終結の裁定を下した場合

掲載期間がある場合、前項の規定を適用しない。掲載期間の満了後 3 業務日以内に、人民法院は信用喪失情報を削除しなければならない。

本条第一項の規定に従い信用喪失情報が削除された後に、被執行者が本規定第一条に定める事由のいずれかに該当する場合、人民法院は改めてその者を信用喪失被執行者名簿に掲載することができる。

本条第一項第三号の規定に従い信用喪失情報が削除されてから 6 か月以内に、執行申立人が当該被執行者の信用喪失被執行者名簿への掲載を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

**第十一条** 信用喪失被執行者名簿に掲載された国民、法人又はその他の組織は、次のいずれかの事由に該当すると認められる場合、執行法院に是正を請求することができる。

- (一) その者を信用喪失被執行者名簿に掲載すべきでない場合
- (二) 掲載・公表された信用喪失情報が正確でない場合
- (三) 信用喪失情報を削除すべきである場合

**第十二条** 国民、法人又はその他の組織が信用喪失被執行者名簿への掲載に対して是正を請求した場合、執行法院は、是正請求書を受け取った日から 15 日以内に審査しなければならない。理由が成立する場合、3 業務日以内に是正しなければならない。理由が成立しない場合、棄却の決定を下す。国民、法人又はその他の組織は、棄却の決定に関して不服がある場合、決定書が送達された日から 10 日以内に直近上級の人民法院に再議を申し立てることができる。直近上級の人民法院は再議申立書を受け取った日から 15 日以内に決定を下さなければならない。

再議期間は、原決定の執行を停止しない。

**第十三条** 人民法院職員が本規定に違反して信用喪失情報の公表、取消し、訂正、削除を行った場合、関連規定を参照して責任を追及する。

出典：中華人民共和国最高人民法院 HP

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-37172.html>

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。